

議案第121号

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について

令和元年11月28日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和49年前橋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に、「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下この号及び第11条において同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称。第13条第2号において同じ。）

第6条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第11条前段中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第13条第2号中「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を削る。

附 則

この条例は、令和2年1月6日から施行する。